

改正

令和6年3月19日教育委員会規則第3号

行田市立学校施設の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行田市立学校施設の利用に関する条例（令和4年条例第14号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、行田市立学校施設（以下「学校施設」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 学校施設を利用できる時間は、午前8時から午後10時までとする。ただし、行田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可等)

第3条 条例第3条第1項に規定する利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ行田市立学校施設利用（利用変更）申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項に規定する許可の申請があったときは、行田市立学校施設利用意見書（様式第2号）により当該学校長の意見を聴取するものとする。

3 教育委員会は、第1項に規定する利用又は利用変更の申請に対し許可したときは、行田市立学校施設利用（利用変更）許可書（様式第3号）を交付するものとする。

(利用の条件)

第4条 条例第3条第3項の規定により、利用者は、学校施設の利用に当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 行田市立学校施設利用（利用変更）許可書を携行すること。
- (2) 車両等は、駐車指定場所以外に乗り入れないこと。
- (3) 学校施設に特別な設備をし、又は変更を加えないこと。
- (4) 利用時間を厳守し、利用後は速やかに学校敷地内から退去すること。
- (5) 柔道場及び剣道場で飲食を行わないこと。
- (6) 降雨等のために校庭に損傷のおそれがあるときは、利用を中止すること。

(7) 利用後は、原状に復し、清掃を行うこと。

(使用料の納付)

第5条 条例第8条の使用料は、第3条第3項に規定する許可書の交付を受けるまでに納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除の手続)

第6条 条例第9条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合の基準は、次に定めるところによる。ただし、減額後の使用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 市が後援し、又は協賛する団体がその目的のために利用するとき 使用料の100分の50を減額
- (2) 市が主催し、若しくは共催する事業又は市の行事に利用するとき 免除
- (3) 当該学校のPTA活動として利用するとき 免除
- (4) 当該学校区の子ども会又は子ども会育成会が利用するとき 免除
- (5) 学校施設の開放に関する規則（昭和50年教育委員会規則第9号）により学校施設の利用を許可された団体が利用するとき 免除
- (6) その他教育委員会が特に必要と認めるとき 免除

2 前項各号に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする者は、行田市立学校施設使用料減額、免除申請書（様式第4号）に当該理由を記載し、教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付の額等)

第7条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 条例第10条第1号又は第2号に該当するとき 既に納付した使用料の全額
- (2) 条例第10条第3号に該当するとき 既に納付した使用料の70パーセントに相当する額
(損傷等の届出)

第8条 利用者は、学校施設若しくは設備を損傷し、又は学校の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、直ちに教育委員会に届け出てその指示に従わなければならない。

(学校長との協議)

第9条 教育委員会は、学校施設の管理運営に疑義が生じた場合は、当該学校長と協議するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月19日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

行田市立学校施設利用(利用変更)申請書

行田市教育委員会

太枠内のみご記入ください。

		申請年月日	年 月 日	申請番号	No.
申請者	住所	団体名・人員	男 人・女 人 計 人	目 的	
	氏名 電話 ()				
利用日時	年 月 日	学校施設	学校 屋内運動場・柔道場・剣道場・校庭		
	時 分~ 時 分 <input type="checkbox"/> 昼間 <input type="checkbox"/> 夜間				
備考				金額	千 円
処 理 欄	年 月 日	領収職員 職 氏 名 _____	払込年月日		検 印 (出納員)
			払込書番号		

行田市教育委員会

行田市立 学校長

行田市立学校施設利用意見書

行田市立学校施設の利用に関する条例施行規則第3条第1項により提出された行田市立学校施設利用（利用変更）申請書（申請番号 No. ）について、下記のとおり意見を回答します。

記

1 申請のあった学校施設の利用について

- 同意する
- 同意しない

理由

2 利用に際しての条件

様式第3号 (第3条関係)
行田市立学校施設利用 (利用変更) 許可書

行田市教育委員会 印		許可 年月日	年 月 日	許可 番号	No.
申請者	住所	団体名・人員	男 人・女 人 計 人	目的	
	氏名 電話 ()				
利用日時	年 月 日	学校施設	学校 屋内運動場・柔道場・剣道場・校庭		
	時 分~ 時 分 <input type="checkbox"/> 昼間 <input type="checkbox"/> 夜間				
備考				金額	千 円
利用時間 昼間 午前8:00 ~ 午後6:00 夜間 午後6:00 ~ 午後10:00					

様式第4号 (第6条関係)
行田市立学校施設使用料減額、免除申請書

行田市教育委員会

太枠内のみご記入ください。

行田市教育委員会		申請 年月日	年 月 日	申請 番号	No.
申請者	住所	団体名・人員	男 人・女 人 計 人	目的	
	氏名 電話 ()				
利用日時	年 月 日	学校施設	学校 屋内運動場・柔道場・剣道場・校庭		
	時 分~ 時 分 <input type="checkbox"/> 昼間 <input type="checkbox"/> 夜間				
減額、免除申請理由					
減免区分	<input type="checkbox"/> 規則第6条第1項第1号に該当 50%減額 (減額後の使用料に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てた金額とする。)				
	<input type="checkbox"/> 規則第6条第1項第2号から第6号までに該当 免除				
金額	減額、免除前の金額	減額、免除する金額	減額、免除後の金額		
	円	円	円		
備考					